

世帯と人口

9月中の人口動態

	男	女	計
転入	17	14	31
転出	11	19	20
出生	5	6	11
死亡	4	4	8
差引			14
10月1日現在人口			
男			2,862
女			2,908
計			5,770

昭和村広報

No. 2

昭和45年10月26日

発行 昭和村役場

編集 企画室

印刷 有泉堂印刷所

TEL(05528)2-1456



盛り上がる社会体育

第9回 昭和村村民体育祭

昭和村体育協会主催による第9回昭和村村民体育祭は村と村議会・多数の後援により、**10月10日（体育の日）**押原小・中学校校庭において盛大に行なわれました。

体育祭には小学生から老人まで、又応援団で約3,000人あつまり、秋晴れのなかで熱戦がくりひろげられました。

成績はつぎのとおりでした。

総合成績	優勝	押越 (36点)	準優勝	西条一区 (27点)
	三位	飯喰 (25点)	敢闘賞	上河東 (24点) 【同点で上位入賞多し】
	5位	阿原 (24点)	6位	西条二区 (23点)
	7位	築地 (19点)	8位	中島 (18点)
	9位	清水 (14点)	10位	河西 (12点)
	11位	新田 (10点)		
年令別リレー	優勝	阿原	準優勝	飯喰
				三位 押越

昭和44年度決算を認定 9月定例村議会

一般会計繰越 650万円

昭和四十五年度昭和村議会第三回定例会は、九月二十二日から九月二十六日までの五日間にわたり開会され、昭和四十四年度の決算および各種の重要議案が審議され可決決定しました。

一、専決処分承認事項

1. 昭和村高令者給付金支給条例の一部を改正する条例

これは県の敬老年金支給対象者が九月十五日現在で従来の七十七才以上が七十五才以上に改正されたためです。

二、昭和四十四年度甲府地区開発事業団特定事業会計決算報告の件

現在造成中の国母工業団地造成事業の四十四年度収支決算の報告であります。

三、甲府地区開発事業団に委託してある事業計画の一部変更について

国母工業団地造成事業計画のうち、工業排水及び汚水の処理施設等の設置や団地内道路の全面舗装等の計画変更するには、従来の処分単価の坪当り一、〇〇〇円で

は事業が出来ないので、之を一三、〇〇〇円に引上げるため財政計画の変更であります。

四、山梨県町村職員退職手当組合規約の変更について

これは新たに、市川、三珠環境衛生組合、身延町外二町共同伝染病組合、峡東環境衛生組合の三組合の加入による規約の一部改正です。

五、昭和四十四年度昭和村一般会計歳入歳出決算認定の件

六、昭和四十四年度昭和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

七、昭和四十四年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定の件

以上三件はそれぞれ昭和四十四年度会計の決算を認定するもので各委員会に付託審議され原案どおり認定されました。

一般会計の歳入歳出決算の概要をみると、歳入決算額は一億四千六百九十九万八千円、歳出決算額は一億四千四百九十九万八千円で差引

残額六百五十万円を四十五年度に繰越となりました。

なお決算の内容は、別表およびグラフで示すとおりです。

八、昭和四十五年度昭和村一般会計補正予算(第三次)議定の件

今回の補正額は歳入歳出二千二十九万六千円で補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ一億六千八百七十九万九千円となります。

歳入の主なものには地方交付税、国庫支出金、県支出金などであり

ます。また歳出の主なものには総務費で役場庁内電話設置費五十万円、昭和村土地開発基金繰出金一千二十七万五千円、国勢調査関係費一八

万八千円等であります。

農林水産業費では農道舗装事業費百八十一万四千円、農道補修原

材料費二十万円、近代化施設補助金百三十七万五千円、信用保証協会出資金六万円となっております。

土木費では、村道補修工事費二十万円、原材料費十万円、村道舗装工事費三百八十三万一千円、土

木工事負担金二十万円、公営住宅譲渡関係で二十五万円となつてい

ます。

九、昭和四十五年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算(第一次)議定の件

今度の補正は歳入歳出予算額には変わりありませんが、一部予算内

においての追加及更正減であります。

今議会において村政一般に関する質問として次の様な問題が各議員から出されました。

中央高速自動車道に対する問題

統合中学校に関する件、園場整備事業、及釜無開拓地登記促進の件

保育園対策、公害対策、等いろいろの問題が活発に出され、村長よりそれぞれこれらの諸問題についての方針や考え等の答弁がありました。

村政一般に 対する質問

議会各特別委員会 重要案件を審議

一、昭和和水源対策特別委員会

甲府市上水道昭和和水源第三期拡張問題について、及今迄の昭和和水源設置による処の関係地域の被害に対する補償施設等につき審議した。

二、中央道対策特別委員会

中央高速自動車道南廻り路線の発表により昭和村を通過することが確実となつてきた。しかしこの

路線によると村内を分断する様になつており、今后この通過路線による処の関係地域の諸問題を如何に処理するか各委員が慎重に検討した。

三、園場整備事業特別委員会

昭和四十三年度より継続して施工している処の、県営の大園場整備事業の昭和四十五年度の実施予定地区である、飯飯、築地、河東

中島地区の工事内容及、地元関係者との折衝等につき当局の説明を受け、この事業の推進につき審議した。

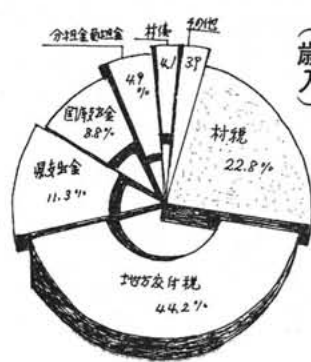
四、村有地払下げ特別委員会

村内村有地の払下げ申請につきそれぞれ現地調査を行ない、その内容を検討し払下げの可否につき審議した。

五、合併特別委員会

当局の問題として町制施行についての村内状況につき各委員の意見を交換、早急に町制が施行出来る様な方向に進むべく促進する事とした。

昭和四十四年度
決算目的別構成図
(歳入)

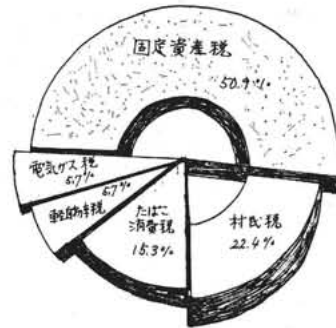


昭和44年度昭和村一般会計決算状況

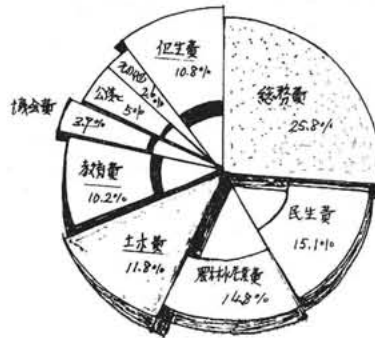
(単位千円)

歳 入			歳 出		
区 分	決算額	構成比 %	区 分	決算額	構成比 %
1. 村 税	33,456	22.8	1. 議 会 費	5,526	3.9
2. 自動車取得税交付金	2,129	1.4	2. 総 務 費	36,259	25.8
3. 地方交付税	64,913	44.2	3. 民 生 費	21,252	15.1
4. 分担金及金	7,261	4.9	4. 衛 生 費	15,114	10.8
5. 使用料及手数料	951	0.6	5. 農林水産業費	20,830	14.8
6. 国庫支出金	12,915	8.8	6. 商 工 費	710	0.5
7. 県 支 出 金	16,579	11.3	7. 土 木 費	16,604	11.8
8. 財 産 収 入	3	0	8. 消 防 費	2,965	2.1
9. 寄 附 金	485	0.3	9. 教 育 費	14,262	10.2
10. 繰 入 金	0	0	10. 災 害 復 旧 費	0	0
11. 繰 越 金	2,855	1.9	11. 公 債 費	6,976	5.0
12. 諸 収 入	1,151	0.8	12. 予 備 費	0	0
13. 村 債	4,300	2.9			
合 計	146,998	100	合 計	140,498	100

歳入歳出差引残金 6,500千円



昭和四十四年度 決算村税目的別構成図 (歳入)



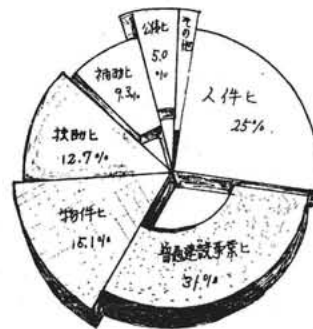
昭和四十四年度 決算目的別構成図 (歳出)

昭和44年度農業共済事業決算状況

(単位 円)

歳 入		歳 出	
区 分	決算額	区 分	決算額
共済掛金及交付金	501,988	保 險 料	68,155
保 險 金	1,399,956	共 済 金	1,983,960
農作物積立金	0	予 備 費	0
諸 収 入	150	農作物共済勘定才出	2,052,115
農作物共済勘定才入	1,902,094	保 險 料	69,937
共 済 掛 金	90,409	共 済 金	128,375
保 險 金	115,537	予 備 費	0
蚕繭共済勘定才入	205,946	蚕繭共済勘定才出	198,312
共 済 掛 金	12,685	保 險 料 技 術 料	0
保 險 金 及 技 術 給 付 金	269,438	共 済 金	180,989
家畜共済勘定才入	282,123	家畜共済勘定才出	180,989
賦 課 金	151,975	總 務 費	1,497,589
県 支 出 金	1,354,900	業 務 費	63,450
諸 収 入	2,000	連 合 会 支 出 金	54,275
繰 越 金	71,199	予 備 費	0
積 立 金	59,426	業 務 勘 定 才 出	1,615,314
業 務 勘 定 才 入	1,656,567		
合 計	4,046,730	合 計	4,046,730

歳入歳出差引残金 0



昭和四十四年度 決算性質別構成図 (歳出)

昭和44年度国民健康保険決算状況

(単位千円)

歳 入		歳 出	
区 分	決算額	区 分	決算額
国民健康保険税	14,138	總 務 費	3,005
使用料及手数料	6	療 養 給 付 費	30,403
国庫補助金	21,810	保 險 施 設 費	1,042
繰 入 金	353	公 債 費	4
県 支 出 金	18	繰 上 充 用 金	0
繰 越 金	28	予 備 費	0
諸 収 入	0		
寄 附 金	63		
合 計	36,416	合 計	34,454

歳入歳出差引残額 1,962千円

細田氏らを村表彰

十月十日の体育祭に村政功労者二個人、善行者一個人、体育優秀者一個人を村長表彰をおこないました。

村政功労者

▽区長、民生委員、教育委員を歴任し地域社会に貢献された。



細田広幸氏 上河東(六十五才)

▽区長、民生委員を歴任し地域社会の発展に努力された。



浅川忠造氏 押越(七十二才)

善行表彰者

▽部落老人クラブ等を毎年により慰問すると共に区内の諸施設を自費にて整備地域の発展につくされた。



内藤良平氏 飯喰(四十八才)

▽県体育祭に参加百米で第二位に入賞した。



山本久幸君 河東中島(十五才)

農道整備補修

はじまる

例年実施しております農道整備補修は、春の道路整備に引き続き今秋は農道を重点として補修が始まりました。

去る三日に実施した上河東区を初めとして各区とも十月中に実施完了する予定であります。この整備補修は各区住民の労力奉仕によるものであります。各村からは、補修原材として各区六台宛の土砂を現物支給をしております。これらに要する経費は総額三一五、〇〇〇円です。

舗装四二〇〇メートル近く着工

本年度の舗装計画予算が九月の定例議会で承認されました。

道路舗装順調に

今度の舗装が完成しますと村内の道路の九〇%以上が舗装された事になります。今回の補正予算で計上されたところの、舗装予定路線は次のとおりです。

- 押越三号線 延長五五五m
- 村道二号線 延長一、〇四六m (西条二区、築地)
- 河東中島五号線 延長四〇七m (保育園道)
- 西条二区二号線 延長一五〇m (義清神社、県道)

- 一区岡畑、新田農道 延長八〇三m
- 築地新居開拓道路 延長一、〇〇〇m
- 飯喰村西道路 延長一五〇m
- 上河東路切道 延長二〇〇m
- 総工費 九、八二六、五〇〇円
- 着工は十一月中旬……一、二部年間完成の予定

尚右の舗装工事を施工するにつき関係地元村民の方々には何かと不便を生ずる事と思いますが、何分の御協力をお願いいたします。

従来からの形の悪い小さい田を三反区画とし道路と水路を改良して、農業経営の近代化と労働力の節約を目的に、昭和四十三年度から施工している処の、県営圃場整備事業も本年で三年目となりま

示します。これまでの間で、約八ヘクタールで総事業費は約二千万円です。現在、請負業者齊藤組の手による工事が進んでいます。参考までに工事費の負担割合を示します。

圃場整備事業着工 築地・飯喰地区

た。

今年米の生産調整と関連して八月から工事を着手し十二月中に完了する計画で、過日着工いたしました。

今年の計画区域は築地の村前の昨年実施した続きで、飯喰の村北

総事業費の……七二、五%

(国、県補助金)

総事業費の……二七、五%

(自己負担金)

自己負担金の……八〇%は(漁業資金の借入)が出来ます

火災、風水害に

そなえて

村の……建物共済に加入しましょう

農家の皆さん……農業共済組合(推進協議会)では農作物、蚕繭、家畜などの補償とあわせ、生活の本拠である住宅や農業経営に欠くことのできない作業所、畜舎、倉庫などの火災は勿論のこと風水害などの自然災害から護り、総合補償を行なっておりますが一層農家の皆さんが「安全のくらし」「充実したくらし」をきづくための全村、全棟加入運動を行なっております。

最近甲府市には火災が数多く発生しておりますので万一に備えて加入するようおすすすめします。



火災の備えには		風水害や火災には	
共済金額	共済掛金	共済金額	共済掛金
50万円	1,200円	30万円	1,410円
100	2,400	50	2,350
200	4,800	80	3,760
300	7,200	100	4,700

「昭和村交通安全母の会」発足す

進んで検診を 受けましょう

今回昭和村の婦人を中心として年々増加する交通事故で、一家の柱とたのむ主人を、又可愛い我が子を失い家庭生活がメチャメチャとなり、悲惨な生活を送るようになった家庭も数知れません。

交通事故防止は

婦人の手から

この様な悲惨な事故も余り多くなりすぎて自分に直接関係がなければピンとこなくなっているのではないですか。

こんな事故も、一寸したことが原因で、しばしば起つて居るので、朝の出掛の夫婦喧嘩、お茶がわりの一杯、子供の手を引いて交差ルール違反、等婦人の方々の直接関係することも相当あります。こんな身近なことから婦人が改めてゆく、又母親の細心の注意力で、家庭の人々の交通安全の認識を高めて行こうと、この様な目的で村内全部のお母さんに自覚し、それを一層力強く広く進めて行くために組織されました。

家庭の人々のご理解とご協力を切望いたします。

この会は、九月二十九日午後七

時三十分より昭和村婦人研修所に於いて盛大に設立総会を行ない第一歩を力強く踏み出しました。

役員は次のとおりです。

- 会 長 内藤ふく次
- 副会長 野沢 茂子 鷹野 菊代
- 伊藤 春江
- 理 事 野沢勝子 長谷川しげ子
- 中山とめ子 宮崎百合子
- 山田喜美恵 山本 秀子
- 鷺山しげ子 河田 秋次
- 磯部千恵子 今村ただ代
- 窪田たま代
- 森田みづほ 山下 芳子
- 河田つぎ子

結核はBCG接種や定期検診の普及に伴ない年々減少しているといふものの、その減り方は少なく、まだ多くの人々が結核のために苦しんでいます。

本村でも結核検診に対する認識向上により年毎に良い成績をあげ、患者の早期発見など成果をあげ、その数は年々激減しております。

結核は自覚症状がありませんで年一回の健康診断をうけ、自分の健康を確かめ、そして家族全員が健康で明る

部落名	該当者数	受検者数	(%)
西条一区	224	180	80.4
西条二区	440	253	57.5
清水新居	262	174	66.4
西条新田	112	90	80.4
押 越	299	215	71.9
河東中島	296	210	70.9
紙漉阿原	146	126	86.3
築地新居	255	161	63.1
飯 喰	155	121	78.1
河 西	267	199	74.5
上 河	149	119	79.9
計	2,605	1,848	70.9

(続) 調定のしおり

調停委員 井口久代

待望の昭和村広報の創刊号を見させていただき、喜んだのは私一人ではないでしょうが、なかでも私は広報担当調停委員という責任から、村の広報の刊行をどんなにまつていたことか、早速お願ひして関係記事を書いていただくことにしました。

広報担当調停委員というのは、広く一般の方々に調停制度を理解し、利用していただくように、すすめる役なのです。

十月一日に、調停委員協会中巨摩支部では、「法の日」の記念行

事の一つとして、白根町々民会館で無料法律相談会を開きました。相談にこられたのは何と四十八件、その内容が、交通事故関係、相続関係、賃貸借関係、男女の問題、離婚に関する問題等、複雑な問題もあれば簡単な問題もあり多種多様でした。現在、いろいろ

な問題をかかえて悩んでいる人達のため、今後またどのような問題にあたるかも知ることができないのです。その時のために、調停が役にたつことができたら嬉しいかぎりでございます。

一、調停とは

金を貸したが返してくれない、貸した家をあけわたしてくれない自動車にはねられてケガをしたから治療代がほしい、親子や夫婦の間がうまくいかない、こうしたいろいろの争いや請求は、訴をおこなして裁判を受ければよいのですが裁判所の手続にはむずかしい規則があつて、法律知識が必要で少し費用も時間もかかります。その上法廷へ出て争うことも、親戚や昔なじみの間がらでは、はばかられることもありましよう。このよう

な場合、手がかるに早く、話し合い譲り合つて解決をあたえてくれるのが調停です。

調停も裁判所の公正な手続であります。調停は、法律的なむずかしいこととはなし、また、公開の法廷でなく、裁判官と調停委員と膝つき合せて話し合い、納得づくで解決するのですから、いやな後味も残らないし、法律論ではかたづけられない妙味も出せるというわけです。

二、調停の種類

調停には、現在次のようなものがあり、それぞれ扱う裁判所が決つています。

①宅地建物調停—宅地や家屋の貸し借りなどに関するもめごとを解決するもので、簡易裁判所で扱

つています。

②農事調停—小作関係や、農地に関係あるもめごとを解決するもので地方裁判所で扱つています。

③商事調停—売却代金、その他商事上のもめごとを解決するもので、簡易裁判所で扱つています。

④公害調停—公害のために生じたもめごとを解決するもので、簡易裁判所で扱つています。

⑤一般調停—①から④までのどれにも当てはまらない、すべての民事上のもめごとを解決するもので、簡易裁判所で扱つています。

⑥家事調停—身分関係上のもめごとや家族親族間の争いを解決するもので、家庭裁判所で扱つています。

(紙面の関係で次号につづく)

い生活を送りましよう。十月に行ないました検診の結果は次の通りですが、検診を受けなかつた方は、十一月十七日に第二次の検診が予定されており必ず健康診断を受けるようにして下さい。

さあペダルを踏もう

釜無川サイクリングロード完成

青少年がサイクリングで健全なレジャーを楽しみ、自然に親しみながら体力の増進を図るようにと、田辺知事のアイデアで誕生したものであるが、この釜無川サイクリングロードは竜王町信玄橋から旧信玄堤左岸を下り、開国橋を渡つて右岸から三郡橋まで延長一〇、八キロ中二メートルの舗装道路です。



青少年がサイクリングで健全なレジャーを楽しみ、自然に親しみながら体力の増進を図るようにと、田辺知事のアイデアで誕生したものであるが、この釜無川サイクリングロードは竜王町信玄橋から旧信玄堤左岸を下り、開国橋を渡つて右岸から三郡橋まで延長一〇、八キロ中二メートルの舗装道路です。

交通災害共済保険に

加入しましょう

毎日、新聞、テレビが交通事故を報道しております。交通事故とまで言われる現在、身近な問題として真剣に考えなければなりません。お互に交通安全は祈願している

等級	災害の程度	金額	事故証明
1	死亡	五十万円	警察署長
2	全治六カ月以上の傷害	十万円	〃
3	全治三カ月以上六カ月未満の傷害	五万円	〃
4	全治一カ月以上三カ月未満の傷害	三万円	〃
5	全治一カ月以上二カ月未満の傷害	二万円	〃
6	全治二週間以上一カ月未満の傷害	一万円	〃
7	全治一週間以上二週間未満の傷害	五千円	又は町村長

ものの災害は自分だけの注意力で防ぐことはできません。万一のときに備えて、家族ぐるみで町村交通災害共済保険に加入しましょう。

今年も備えて平和な我が家
一日一円の交通共済

加入手続

- ① 加入者の資格
昭和村に住み、昭和村に住民登録のしてある方、または、外国人登録のしてある方なら年令を問はず誰方でも加入できます。
- ② 加入申込
役場総務課に申込んで下さい。

③ 共済掛金

掛金は年額一人三六五円（年度中途加入でも変わりません）役場からの納入書により納めて下さい。不幸にして交通災害を受けた場合は見舞金が別表の如く支給されます。

交通災害とは

自動車、電車、汽車、飛行機、バイク、農耕用タイラー等の運行により生じた人身事故（自損行為も含みます）
問い合はは

昭和村役場 総務課
交通災害共済係



妻の座と税金

最近ではテレビの婦人番組などでも「妻の座」がいろいろな角度から取りあげられ、茶の間の話題となつていますが、税金について「妻の座」を相続の面からとり上げてみましょう。

税のひろば

相続税は正味の遺産相額（債権などを引いた遺産）から基礎控除額（基礎控除額Ⅱ四百万円＋八拾万円×相続人数）を差引いた残額に對してかかるわけですが、更に相続人のうちに亡くなった人との婚姻期間の年数が十五年を超える年数一年について二十万円（高二百万円）を正味の遺産総額から差引くことになつても「妻の座」がいろいろな角度から取りあげられ、茶の間の話題となつていますが、税金について「妻の座」を相続の面からとり上げてみましょう。

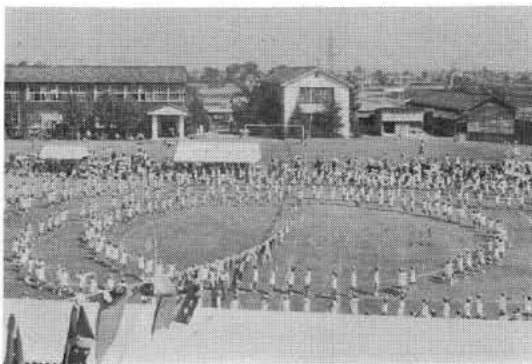
みんな元気で

一・二・三

第68回

押原小学校運動会

澄みきつた秋空のもとで元気に楽しく一日をすごした
秋季大運動会が十月七日行なわれました。



国民年金の所得比例制 実施される

◇所得比例とは

よりたくさん年金を受けたいという国民年金加入者のみなさんの要望にこたえて、昭和四十五年十月から国民年金制度の上積みのかけ金を納めて高い年金を受けるといふ制度(所得比例制度)が取り入れられました、豊かな楽しい老後をおくるためにこの所得比例制に加入しましょう。

◇納めるかけ金は

一月月につき三五〇円です。したがって現行の定額分四五〇円と合せて毎月八〇〇円を納めることとなります。

かけ金は必ず納期限までに納めることが必要です。もし納めない場合は所得比例制への加入が取り消されます。

◇加入できる人は

国民年金に加入している人で、かけ金の免除を受けている人、所得のない人以外は、だれでも希望加入できます。(五年年金の加入者は除く)

昭和四十六年一月から実施される農業者年金基金の加入者は必ず加入しなければなりません。

◇受けられる年金

老令年金を受けるときに定額の年金に所得比例分のかけ金を納めた月数一カ月につき、一八〇円の割合で加算されます。ですから納

めた年数が一年ですと月一八〇円十年ですと月一、八〇〇円、二十年ですと月額四、五〇〇円加算されることとなります。

(例) 夫婦で二十五年納めた場合(月額年金額)

夫 Ⅱ八、〇〇〇円(所得比例制)
妻 Ⅱ八、〇〇〇円
計 Ⅴ六、〇〇〇円

となりません。

◇加入を希望されるかたは

役場住民課国民年金係まで申し出て下さい。



犬はつないで飼いましよ

最近又犬の放し飼いが見うけられますが、農作物への被害や近所への迷惑等考え、必ず昼夜つないで飼育して下さい。

なお改めて昭和村全域に犬のけい留命令が出され期間が延長され

来年一月から

農業者年金基金制度

▽基金の目的

農業者の老後の生活を安定して経営移譲を促進し、農業経営主の若返りをはかり、農業経営の近代化のために経営規模を拡大することを目的としている。

▽加入出来る人

農地などの耕作または養畜の事業を行なつている経営規模〇、五ヘクタール以上の農業経営主で、制度発足時五十五才未満の国民年金加入者(当然加入)

経営規模〇、三ヘクタール以上〇、五ヘクタール未満の農業経営主や経営規模〇、五ヘクタール以上の農業後継者(任意加入)

▽納めるかけ金

月額七百五十円になる。したがって、農業者年金加入者が納めるかけ金の総額は、国民年金の定額分四百五十円と所得比例分三百五十円とあわせて一千五百五十円となる。

ましたので、飼育者は責任をもつて命令の徹底に万全を期されるようご協力をお願いします。

けい留命令告示期間

昭和四十五年十月一日から昭和四十六年三月三十一日

農業者年金基金加入者の年金額 (月額)

給付の種類		保険料納付済期間				
		5年	20年	25年	30年	
60才以上 65才未満 の給付	経営移譲年金	円 8,000	円 16,000	円 20,000	円 24,000	
	経営移譲年金	800	1,600	2,000	2,400	
65才以降 の給付	農業者老齢年金	1,000	4,000	5,000	6,000	
	国民 年金	所得比例分	9,000	3,600	4,500	5,400
		定額分	(15年) 6,000	(30年) 9,600	(35年) 11,200	(40年) 12,800
計		8,700	18,800	22,700	26,600	

(注) 国民年金の定額分は、定額部分への加入期間が農業者年金制度への加入期間より10年長い人の場合の計算である

選挙人名簿登録者が確定 10月8日現在で

吉江勝保参議員死去にともなう補欠選挙は、十月九日に告示された十一月一日が投票日となりました。投票区別の登録者は登録基準日以前三カ月以上住民基本台帳に登録され、かつ選挙権を有する者年令が十一月一日に満二十才になつた者です。

投票区	男	女	計
第1投票区	538	568	1,106
第2投票区	731	767	1,498
第3投票区	559	631	1,190
計	1,828	1,966	3,794

参議院山梨県選出 議員補欠選挙



贈与税の申告と

納税はいつまでか

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日までです。

この場合、税額が三万円をこえて、一時に現金で納めることがむずかしい場合は、その納めることがむずかしい金額を限度として五年以内の延納が認められます。

延納に関する申請書と担保に関する書類を税務署長に提出し、その許可を受けなければなりません。この場合に提供できる担保は次のようなものです。

▽国債・地方債▽社債・株式・その他の有価証券で税務署長が確

実と認めるもの

▽土地▽建物・

立木などで保

険を付したも

の

▽保証人の保証

で税務署長が

確実と認める

もの

なお、延納期間

中は、日歩二銭

の利子税がかか

ります。

贈与税にどん

増与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
300,000円以下	10%	0円
500,000	15	15,000
700,000	20	40,000
1,000,000	25	75,000
1,400,000	30	125,000
2,000,000	35	195,000
3,000,000	40	295,000
4,000,000	45	445,000
7,000,000	50	645,000
10,000,000	55	995,000
15,000,000	60	1,495,000
30,000,000	65	2,245,000
30,000,000円超	70	3,745,000

な特例
農業を営んでいる人が子供など将来自分の相続人となる人に、農業を経営させるため、農地などを一括して贈与した場合は、一定の条件で特例が認められます。

季節の話題

お年玉つき年賀はがき

十一月月上旬ごろ全国の郵便局でお年玉つきの年賀はがきが売出されます。毎年このころになりますと、虚礼廃止という掛け声といつしよに聞えてくる年に一度の年賀はがきのことですけれども、一向にすたれないのはどうしたわけでしょうか。もしこれが本当に虚礼なら、もうとづくに消えてなくなつていいところですが、郵政省は年々売出し枚数をふやしているところをみると、どうやらこれは虚礼ではなさそうです。

ごく親しい人に、ふだん顔を合せている間柄でも年に一度ぐらい手紙を書こう、親しいからこそ正月早々あいさつにも行けないかわり、はがきで……という人のためにあるような便利なものですが、これを活版で何百枚もといえは、スーパーマーケットのチラシやデパートのダイレクトメールと変わりありません。親しい友人、知己への心をこめた年賀はがきは楽しいものです。

この特例は、農地などをもらった場合に、その農地などについての贈与税の納期限を、その贈与した人がなくなつた場合に納める相続税の納期限まで延長するという特例です。

これは贈与した人がなくなつた場合、贈与を受けた農地などを相続によつて取得したものととして、相続税の計算をすることにより、農地などの贈与税の負担を軽くし相続税と同じ負担になるようにするものです。

この特例には、適用条件や申請の手続などが定められていますから、この特例を受けようとするときは、税務署でよくご相談ください。

結婚と

婚姻届は一緒に

窓口

盛大な結婚式を挙げ周囲の人達から祝福されて結ばれた二人が円満な家庭生活を送つていけるのかかわらず、婚姻届をしなかつたり又は式を挙げてから数カ月とか、なかには数年後に届出する人達があります。

ある地方では慣習として、結婚式は式として別に扱い、後日入籍の際に改めて「籍もらい」といつて別にお祝いをするところもあるようです。結婚したら直ちに婚姻届を出したいものです。式を挙げ同居しているのに入籍してなかつたために、法律上夫婦としての扱いをして貰えず随分と困つた目にあうケースが多くあります。ですから、仲人は単に新郎新婦のとり

もち役、すなわち結婚式だけ無事にすめばよいという従来の考え方を改めて、入籍の手続が終るまでしつかり面倒をみてやるだけの心構えが欲しいものです。そのためには婚姻届の必要性を両者間に認識させ、挙式をしたと同時に婚姻届ができるよう早目に準備しておきましょう。婚姻届の用紙は、役場の窓口で無料で交付しています。

村長室に直通

電話を設ける

村長に直接電話をかける人々のために、村長室に電話を設置しました。

用事のある方は遠慮なく

昭和局 四番へ

あとがき

愈々秋の収穫の季節となりまし

た。稲刈りや野菜の収穫など多忙の日々が続きます。お互いに体に十分気を付けて下さい。広報も第二号が発行のはこびになりました。創刊号はいろいろとミスがあり心苦しく思っています。第三号からは村民の方々の声など取り入れた編集など考えているので、お気づきの点、話題などがありましたら、いつでもお知らせ下さい。

